

リベラル・ナショナリズム憲法学

栗田, 佳泰

<https://hdl.handle.net/2324/6796078>

出版情報 : Kyushu University, 2023, 博士 (学術), 論文博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (2)

| | | | |
|--------|-----------------|-------|------------|
| 氏名 | 栗田 佳泰 | | |
| 論文名 | リベラル・ナショナリズム憲法学 | | |
| 論文調査委員 | 主査 | 九州大学 | 教授 施 光恒 |
| | 副査 | 九州大学 | 教授 松井 康浩 |
| | 副査 | 九州大学 | 教授 鏑木 政彦 |
| | 副査 | 一橋大学 | 名誉教授 渡辺 康行 |
| | 副査 | 名古屋大学 | 教授 松尾 陽 |

論文審査の結果の要旨

主論文「リベラル・ナショナリズム憲法学」は、リベラルを標榜する憲法学においてこれまで敵視あるいは等閑視されてきたナショナリズムと文化的少数者（民族文化的マイノリティ）の権利の双方を相互に強く関連性を有するものと見て、リベラリズムの政治理論の現代的展開を踏まえ、また政治学や社会学、心理学などの知見を援用しつつ、理論的定位置を試みたものである。

従来の憲法学では、国家が個人に対し一定の価値を押し付けるナショナリズムはリベラルとは言えず擁護不能だと見られてきた。また、文化的少数者等の集団的な属性に着目した権利は平等国家の理念に反すると捉えた。こうした通説的観念のため、公教育で伝統や文化を教えることや、皇室制度、アイヌといった少数先住民族の各種権利の付与について、否定的に捉えるか、アド・ホックな政策（国際人権法に配慮したものも含む）に任せ、憲法論的には無視するかの二者択一となりがちであった。

しかし、主論文が参照する政治哲学者ウィル・キムリッカの議論は、個人にとって集団的属性もまた大切なアイデンティティの源泉であり尊重の必要があると説き、文化的少数者の権利を伝統的な人権とは別のもので擁護する。また、キムリッカは、そうした個人の生に意味を付与する文脈としての文化（社会構成的文化）を維持・再生産するため、ナショナリズムをリベラルな観点から擁護可能だとする。

主論文もキムリッカの議論を好意的に援用する。ただし、次の二点で疑義を呈する。①よく指摘されるように、キムリッカは、あくまでリベラルな個人像の維持・再生産のために道具的にナショナリズムを理解しており、なぜナショナルな文化が社会構成的文化として維持・再生産されるべきなのかについて積極的な議論を展開しているとは言い難い。②キムリッカは、主流派社会への統合に同意がなかったものとして少数先住民族やナショナル・マイノリティ（カナダのケベックなど）については集団間の平等を強く要求しマイノリティの権利を正当化する一方、移民については、主流派社会への統合に同意があるものとみなしており、その権利の理論的な正当化に限界がある。

そこで主論文は、キムリッカの議論では不十分であったナショナリズムの近代的な理解や今日的な通説を掘り下げる。また、社会学者アルフレッド・シュッツや社会心理学者小坂井敏晶の議論から、外国人は「異人」としてネイションの集団的なアイデンティティの維持には不可欠な要素であると位置づける。すなわち、今日、ナショナルな文化は当該国家の多くの人にとって所与であり、そこから抜け出すことは容易ではない。そんなネイションにとって「異人」は、本質的に相容れない異物なのではなくむしろ、本質的にネイションの必要とする存在なのである。

したがって、ナショナリズムはリベラルな個人の維持・再生産のための道具ではなく、個人が事

実上の所与として捉える現実であるから維持・再生産されるべきなのであって、リベラリズムはそのようなネイションのもつ可能性の一つであると言いうる。また、「異人」の権利は、多数派であるネイションの集団的なアイデンティティ保持のために不可欠のものとして正当化される。

主論文は、憲法をリベラリズムの観点から解釈すべきとする想定に立つが、上のようにナショナリズムに規範的意味づけを行うべきとも主張する。そのため、リベラル・ナショナリズム憲法学と題するものである。それからすれば、日本においても、伝統や文化がある程度維持・再生産されてはじめてリベラリズムの草の根レベルの定着が図られるとともに、文化的少数者の権利を認めることが憲法上要請されることになる（第Ⅰ部）。

主論文は、上のようなリベラル・ナショナリズム理論でもって、憲法学のいくつかの論点に独自性ある解答を提示する。大きく分けて、それはナショナリズムに関連する分野と、文化的少数者の権利に関連する分野とがある。前者につき、皇室制度と公教育における伝統や文化、そしてリベラルな諸価値の教育について、それぞれ理論的定位置を行った（第Ⅱ部）。後者につき、日本社会の多文化化を想定しつつ、信教の自由の日米加比較や憲法 13 条から解釈上導かれる文化的少数者の権利、国籍の観念についてそれぞれ理論的に位置づけた（第Ⅲ部）。

また、参考論文①は、キムリックが答えようとした課題、すなわちカナダ国内の文化的・宗教的少数者をいかに統合するかという問題について、公教育との関連でカナダ最高裁判所がいかなる回答を示してきたか、いくつかの判例を参照することで主論文を補充するものである。参考論文②は、リベラリズムと憲法学との関係を瞥見したうえで、キムリックがカナダの経験に示唆を得てリベラリズムを展開させたことに注目し、日本の憲法判例からどのようなリベラリズムの展開がありうるかを検討するもので、主論文の応用的考察である。

以上のような栗田氏の議論は、幅広い学際的知見を踏まえ、リベラルな価値とナショナルな価値との関係性に関する新たな見方を提示し、リベラル・ナショナリズムの理論を深化させた点、および皇室や公教育、文化的少数者の権利に関する新しい憲法学的議論を提示している点で、大いに新規性があり、学術的価値は高い。したがって、栗田氏の研究成果は、学位論文として博士（学術）の学位に値すると認められる。

以上